

2023 年度 消費者問題入門 消費生活相談員資格試験受験対策テキスト
第 2 分冊 正誤表

お詫びして訂正いたします。

第 2 分冊

頁		誤	正
9	1 経済の大きさと物価 (1)	(1) GDP (国民総生産)	(1) GDP (国内総生産)
72	6	㊦元本欠損額	㊦元本欠損額
72	6	㊠当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度	㊠当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度
72	7	㊦信託会社等に信託しなければならない	㊦信託会社等に信託しなければならない
72	7	㊠常時インターネットに接続していない機器等	㊠常時インターネットに接続していない機器等
72	11	㊦「パッシブファンド」	㊦「パッシブファンド」
72	11	㊠高い	㊠高い
111	Introduction 上から 8 行目	消費者保護ツール	消費者保護ルール
115	(2)光回線の契約 トラブル対処法 上から 4 行目	電気通信事業者の営業活動に関する電気通信事業者の営業活動に関する自主基準	電気通信事業者の営業活動に関する自主基準及びガイドライン
186	下から 7 行目	2008 年 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律	2009 年 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律
197	下から 12 行目(3)	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律
198	下から 9 行目	(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
198	下から 4 行目	(7) 建設業法	(6) 建設業法
203	上から 8 行目 【敷金】㊡	㊡賃借人が適法に賃借物を譲り渡したとき	㊡賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき
213	解答と解説 13	解答 ○ 賃貸借契約における敷金の目的は、賃借人の賃貸人に対する債務を担保することです。賃借人が 建物を明け渡す時点では、賃借人の債務は確定できないので賃貸人は明け渡しを受けた後に敷金残額を返還すればよいとしています(第 622 条の 2)。	解答 ○ 問題文にある説明通りです。リースバックは自宅をリースバック業者に売却して売却代金を受け取る一方で業者にリース料(家賃)を支払い、契約で定めた期間、自宅に住み続けることができます。リバースモーゲージは自宅に住み続けながら、自宅を担保に老後の生活資金等を借りる仕組みで、金融機関や都道府県の社会福祉協議会が行っています。
222	エ 安全性評価の方法と使用基準 枠内	㊠動物にとって健康に全く悪影響がない量 ⇒『無毒性量』(NOAEL) 人間に当てはめるために ⇒1/10 年齢、個人差等を考慮して ⇒1/10 ㊡「無毒性量」の 1/10 ⇒人間にとって健康への悪影響が無い量	㊠動物にとって健康に全く悪影響がない量 ⇒『無毒性量』(NOAEL) ㊡人間にとって健康への悪影響がない量 ⇒人間に当てはめるため、さらに年齢、個人差等を考慮して 『無毒性量』の 1/100